参考資料１

# かながわ自殺対策会議設置要綱

（設置目的）

第１条　自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることにかんがみ、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、かながわ自殺対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　対策会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

（１）自殺対策に係る情報の共有に関すること。

（２）自殺対策に係る協議及び連携に関すること。

（３）「かながわ自殺対策計画」の進行管理、評価に関すること。

（４）その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　対策会議は、別表に掲げる機関及び団体（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。ただし、必要があると認めるときは、構成機関等以外の機関又は団体を構成機関等とすることができる。

（委員）

第４条　対策会議の会議（以下「会議」という。）は、各構成機関等において選出した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

２　委員の人数は、各構成機関等につき１名とする。

（座長等）

第５条　対策会議に座長及び副座長各１名を置き、委員の互選により選任する。

２　座長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は欠けたときに、その職務を代行する。

（会議）

第６条　会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

２　会議は、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

３　会議は、原則として公開とする。

（部会）

第７条　対策会議は、必要に応じて、部会を設けることができる。

２　部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者（以下「部会員」という。）をもって構成する。

３　部会に、部会員の互選により、部会長を置く。
４　部会は、部会長が招集する。

（庶務）
第８条　対策会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部、横浜市健康福祉局障害福祉保健部、川崎市健康福祉局障害保健福祉部及び相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部において連携して処理する。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会議（部会に関する事項にあっては、部会）で定める。

附　則
この要綱は、平成１９年８月７日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２０年２月１２日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２２年７月２３日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３１年２月６日から施行する。

附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

「かながわ自殺対策会議」現行構成機関・団体（平成22年7月改正）

| | 分 野 | 機 関 ・ 団 体 名 |
|---|---|---|
| 1 | 学識・司法・報道関係 | 横浜市立大学 |
| 2 | | 神奈川県弁護士会 |
| 3 | | 神奈川県司法書士会 |
| 4 | | 神奈川新聞社 |
| 5 | 医療関係 | 神奈川県医師会 |
| 6 | | 神奈川県精神科病院協会 |
| 7 | | 神奈川県精神神経科診療所協会 |
| 8 | 経済・労働関係 | 神奈川県経営者協会 |
| 9 | | 日本労働組合総連合会神奈川県連合会 |
| 10 | | 神奈川産業保健総合支援センター |
| 11 | 福祉・教育等関係 | 神奈川県社会福祉協議会 |
| 12 | | 神奈川県老人クラブ連合会 |
| 13 | | 私立中学・高等学校協会 |
| 14 | | かながわ女性会議 |
| 15 | 民間団体 | 横浜いのちの電話 |
| 16 | | 全国自死遺族総合支援センター |
| 17 | 行政機関 | 神奈川労働局 |
| 18 | | 神奈川県警察本部 |
| 19 | | 神奈川県消防長会 |
| 20 | | 神奈川県教育委員会 |
| 21 | | 神奈川県市長会 |
| 22 | | 神奈川県町村会 |
| 23 | | 神奈川県 |
| 24 | | 横浜市 |
| 25 | | 川崎市 |
| 26 | | 相模原市 |